

東京都内で自転車を利用するみなさんへ

東京都の条例<sup>※1</sup>では、**自転車**利用中の事故により、



**他人にケガをさせてしまった  
場合などの損害を賠償できる保険等<sup>※2</sup>**  
への加入が義務となっています!!

※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
※2自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

令和2年4月1日から

**自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に  
加入している必要があります。**



安全安心を推進する  
マスコットキャラクター  
みまもりいぬ

自転車  
利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する  
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、  
自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する  
自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車での  
高額加害事故例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険

検索



自転車の安全利用を  
推進するロゴマーク